

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、
下記の件を専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 8 月 27 日

提出者 国 立 市 長 濱 崎 真 也

記

庁用車（ごみ減量課庁用車）の物損事故の和解について

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による平成２４年１２月２０日議会の議決により指定された「市長の専決事項の指定について」に基づき、次のとおり専決処分する。

令和 ８ 年 ８ 月 １ ４ 日

国 立 市 長 濱 崎 真 也

記

庁用車（ごみ減量課庁用車）の物損事故の和解について

令和８年３月３０日、国立市内において発生した庁用車（ごみ減量課庁用車）の物損事故について、次のとおり和解する。

１ 和解の相手方

住 所 国立市内
氏 名 A

２ 和解の内容

- （１） 国立市は、本件事故に関し、損壊した塀の修繕費として９９，０００円を負担する。
- （２） 上記以外の債権、債務はない。